

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	奄美市 国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奄美市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民年金関係事務では、事務の一部を外部に委託しているため、業者選定の際に情報管理体制等について調査し、併せて情報保護に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

奄美市長

公表日

令和6年12月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	奄美市における国民年金事務は、国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則のほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。 特定個人情報ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務に使用する。 【国民年金市町村事務処理基準のうち】 ① 被保険者に関する事項 1 届書の受理 2 資格取得の届出 3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の届出 5 資格喪失の届出 6 死亡の届出 7 任意脱退の届出 8 資格喪失の届出 9 氏名変更の届出 10 住所変更の届出 11 住所変更報告書 12 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出 ② 給付に関する事項及び年金生活者支援給付金に関する事務 1 給付に関する請求書・届出書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 2 現況届又は所得状況届の受付 3 障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿又は年金生活者支援給付金連名簿の受付 4 1～3の請求書等の送付 ③ 保険料に関する事務 1 届出書の受理 2 付加保険料納付の届出 3 付加保険料納付の辞退届出 4 付加保険料納付該当の届出 5 付加保険料納付非該当の届出 6 中国残留邦人等の特例措置対象者該当の届出 7 保険料の免除に関する届出 8 保険料免除及び若年者納付猶予の申請 9 保険料学生納付特例の申請 10 保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請 11 納付特例不該当の届出 12 届書の送付及び再提出 また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の46、94、116、128の各項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	研修計画を策定し、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修の実施及び事務取扱者への適切な監督を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月19日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－ ②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に関する事務を法定受託事務として行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①異動内容の届出 ②免除申請書、学生納付特例申請の発行 ④被保険者台帳の照会・異動 ⑤年金受給者台帳の照会・異動	奄美市における国民年金事務は、国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則のほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。特定個人ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務に使用する。 【国民年金市町村事務処理基準のうち】 ① 被保険者に関する事項 1 届書の受理 2 資格取得の届出 3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の届出 5 資格喪失の届出 6 死亡の届出 7 任意脱退の届出 8 資格喪失の届出 9 氏名変更の届出 10 住所変更の届出 11 住所変更報告書 12 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月19日			② 給付に関する事項及び年金生活者支援給付金に関する事務 1 給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 2 現況届又は所得状況届の受付 3 障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿又は年金生活者支援給付金連名簿の受付 4 1～3の請求書等の送付 ③ 保険料に関する事務 1 申出書の受理 2 付加保険料納付の申出 3 付加保険料納付の辞退申出 4 付加保険料納付該当の届出 5 付加保険料納付非該当の届出 6 中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出 7 保険料の免除に関する届出 8 保険料免除及び若年者納付猶予の申請 9 保険料学生納付特例の申請 10 保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請 11 納付特例不該当の届出 12 届書の送付及び再提出 また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。	事後	
平成28年12月19日	I 関連情報－2. 特定個人情報ファイル名	国民年金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	国民年金システム	事後	
平成28年12月19日	I 関連情報－2. 特定個人情報ファイル名	被保険者台帳情報ファイル	国民年金ファイル	事後	
平成28年12月19日	I 関連情報－3. 個人番号の利用－法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 31項	番号法第9条第1項 別表第1の31の項、62の項、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第47条	事後	
平成28年12月19日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－①実施の有無	未定	実施しない	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月8日	I 関連情報－5. 評価実施 機関における担当部署－②所 属長	課長 山下 能久	課長 井上 裕之	事後	
平成29年6月8日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年12月19日時点	平成29年6月8日時点	事後	
平成29年6月8日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年12月19日時点	平成29年6月8日時点	事後	
平成29年12月15日	I 関連情報－3. 個人番号 の利用－法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の31の項、62 の項、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第24条の2、第47条	番号法第9条第1項 別表第1の31の項、62 の項、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第24条の2、第47条、第68条の2	事後	
平成30年5月31日	I 関連情報－3. 個人番号 の利用－法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の31の項、62 の項、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第24条の2、第47条、第68条の2	番号法第9条第1項 別表第1の31の項、62 の項、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第24条の2、第47条	事後	
平成30年5月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年12月15日時点	平成30年5月31日時点	事後	
平成30年5月31日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月15日時点	平成30年5月31日時点	事後	
令和1年5月31日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報 保護評価書の種類	－	基礎項目評価書	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシス テムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	－	十分である	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスク への対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワ ークシステムを通じた提供を除 く。) 不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	-	[○] 提供・移転しない	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続	-	[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	-	十分である	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 8. 監査 実施の有無	-	[○] 自己点検	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓 発 従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	課長 井上 裕之	国保年金課長	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の31の項、62 の項、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第24条の2、第47条	番号法第9条第1項 別表第1の31の項、62 の項、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第24条の2、第47条、第68条の2(第 68条の2は令和2年10月1日施行)	事後	
令和1年11月15日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の31の項、62 の項、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第24条の2、第47条、第68条の2(第 68条の2は令和2年10月1日施行)	番号法第9条第1項 別表第1の31の項、62 の項、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第24条の2、第47条、第68条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和1年11月15日 時点	事後	
令和1年11月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和1年11月15日 時点	事後	
令和2年9月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和2年9月7日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和3年9月10日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の31の項、62 の項、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第24条の2、第47条、第68条の2	番号法第9条第1項 別表第1の31の項、62の 項、83の項、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第24条の2、第47条、第59条、第68条 の2	事後	
令和3年9月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	
令和3年9月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	I -3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の31の項、62の項、83の項、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第47条、第59条、第68条の2	①番号法第9条第1項 別表 81項 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	事後	番号法の一部改正
令和6年12月2日	I -5-①部署	市民部国保年金課	市民環境部国保年金課	事後	体制変更
令和6年12月2日	IIしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年9月10日 時点	令和6年12月2日 時点	事後	基準日の変更
令和6年12月2日	IV-8 人為的ミスが発生する リスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に伴うもの
令和6年12月2日	IV-8 判断の根拠	-	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式変更に伴うもの
令和6年12月2日	IV-11最も優先度が高いと 考えられる対策	-	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴うもの
令和6年12月2日	IV-11判断の根拠	-	研修計画を策定し、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修の実施及び事務取扱者への適切な監督を行っている。	事後	様式変更に伴うもの